

障害福祉サービス及び地域生活支援事業重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 24 年大阪府条例第 107 号）第 9 条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

以下、居宅介護・重度訪問介護・移動支援の事を「居宅介護等」と記します。

1 居宅介護等サービスを提供する事業者について

事業者名称	有限会社 すまいる
代表者氏名	取締役 米田 早苗
本社所在地 (連絡先)	大阪府茨木市真砂二丁目 9 番 2 1 号 Tel 072-657-1006 fax 072-657-1007
設立年月日	平成 18 年 2 月 13 日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	地域共生すまいる訪問介護サービス	
サービスの 主たる対象者	・居宅介護 身体障がい者 知的障がい者 障がい児（18歳未満の身体障がい者及び18歳未満の知的障がい者） 精神障がい者 難病等対象者	
	・重度訪問介護 身体障がい者 知的障がい者 障がい児（18歳未満の身体障がい者及び18歳未満の知的障がい者） 精神障がい者 難病等対象者	
	・移動支援 身体障がい者 知的障がい者 障がい児（18歳未満の身体障がい者及び18歳未満の知的障がい者） 精神障がい者 難病等対象者	
茨木市指定 事業所番号	居宅介護	2714200918 号（平成 22 年 9 月 1 日指定）
	重度訪問介護	2714200918 号（平成 22 年 9 月 1 日指定）

茨木市指定 事業所番号	移動支援 2764240279 号（平成 22 年 11 月 1 日指定）
事業所所在地	大阪府茨木市真砂二丁目 9 番 21 号
連絡先 相談担当者名	Tel 072-657-1006 fax 072-657-1007 担当：藤田 喜代美
事業所の通常の 事業実施地域	居宅介護・重度訪問介護：茨木市、高槻市、摂津市 移動支援：茨木市

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	当事業所において実施する指定居宅介護等の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とする。
運営方針	<p>1 事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。</p> <p>2 指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。</p> <p>3 指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の障害福祉サービス事業者等との密接な連携に努めるものとする。</p> <p>4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）及び「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 24 年大阪府条例第 107 号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとする。</p>

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 （ただし、12月29日から1月3日までを除く）ただし相談可
営業時間	午前9時から午後6時まで ただし相談可

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から金曜日 （ただし、12月29日から1月3日までを除く）ただし相談可
サービス提供時間	午前9時から午後6時まで ただし相談可 ※電話により24時間常時連絡可能

(5) 事業所の職員体制

管 理 者	藤田 喜代美
-------	--------

職 種	職 務 内 容	人 員 数
管 理 者	<ol style="list-style-type: none"> 1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常 勤 1 人
サ ー ビ ス 提 供 責 任 者	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、障がい福祉サービスが適切に行われるようアセスメントを実施し、援助の目標を達成するための手順と所要時間を明確にした手順書を作成します。 2 利用者又は障がい児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護等計画を作成します。 3 利用者及びその同居の家族に居宅介護等計画の内容を説明し、同意を得て交付します。 4 居宅介護等計画の実施状況の把握を行ない、必要に応じて居宅介護等計画の変更を行います。 5 指定居宅介護等事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整を行います。 6 居宅介護等従業者（以下「ヘルパー」という）等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います。 7 ヘルパーに対して、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 	常 勤 1 人
ヘルパー	<ol style="list-style-type: none"> 1 居宅介護等計画に基づき、居宅介護等サービスを提供します。 2 サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。 	常勤 1人 非常勤 7人
事務員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 1人

3 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
居宅介護等計画の作成 重度訪問介護計画の作成 移動支援計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた手順書を作成し、この手順書を元に必要な計画（居宅介護等計画及び重度訪問介護計画、移動支援計画）を作成します。

身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助・清拭	入浴の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	衣服の着脱の介助を行います。
	通院介助	事業所の従業者が自ら車を運転して実施するものは除く。
	その他	その他必要な身体介護
家事援助	買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。預貯金の引き出しや預け入れは行いません。
	調理	利用者の食事の用意を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
	その他	その他必要な家事
通院等介助	通院等又は官公署並びに指定相談支援事業所への移動（公的手続又は障がい福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る）のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助を行います。事業所の従業者が自ら車を運転して実施するものは除く。	
重度訪問介護サービスの提供	入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行います。	
移動支援移動支援 ＜ガイドヘルプサービス＞	（視覚障害がある方及び脳性まひなどの全身性障害がある方など屋外での移動に著しい制限のある方を対象とした地域生活支援事業によるサービス） 事業は、障がい者等に対する社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通学、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）の際の移動の支援により行うものとする。	

(2) ヘルパーの禁止行為

ヘルパーはサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

- ④利用者の同居家族に対するサービス
- ⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除など）
- ⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの料金とその利用者負担額について

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。利用者の方には、所得区分ごとの負担上限額に応じて、原則として利用料の1割を利用者負担額として負担していただくことになります。

* 世帯の所得に応じて4区分の月額負担上限が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

利用料金の目安は、次表のとおりです。

提供時間 内容	30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満		1時間30分以上 2時間未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
身 護 体 介	2703円	271円	4261円	427円	6190円	619円	7059円	706円
	2時間以上 2時間30分未満		2時間30分以上 3時間未満		3時間以上 30分毎に加算			
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額		
	7950円	795円	8829円	883円	879円	88円		
提供時間 内容	30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満		1時間30分以上 2時間未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
介 護 を 伴 う 場 合 (身 体 介 護 等 通 院 を 伴 う 場 合)	2703円	271円	4261円	427円	6190円	619円	7059円	706円
	2時間以上 2時間30分未満		2時間30分以上 3時間未満		3時間以上 30分毎に加算			
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額		
	7950円	795円	8829円	883円	879円	88円		
提供時間 内容	30分未満		30分以上 45分未満		45分以上 1時間未満		1時間以上 1時間15分未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
家 事 援 助	1113円	112円	1611円	162円	2077円	208円	2522円	253円
	1時間15分以上 1時間30分未満		1時間30分以上 15分毎に加算					
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額				
	2904円	291円	371円	38円				
提供時間 内容	30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満		1時間30分以上 30分毎に加算	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
護 助 通 を 伴 う 場 合 (身 体 介 護 等 通 院 を 伴 う 場 合)	1113円	112円	2077円	208円	2904円	291円	731円	74円

重度訪問介護料金表

1 時間未満		1 時間以上 1 時間 30 分未満		1 時間 30 分以上 2 時間未満		2 時間以上 2 時間 30 分未満	
利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
1961 円	197 円	2915 円	292 円	3890 円	389 円	4854 円	486 円
2 時間 30 分以上 3 時間未満		3 時間以上 3 時間 30 分未満		3 時間 30 分以上 4 時間未満			
利用料	利用者負担額	利用料	利用料	利用料	利用者負担額		
5830 円	583 円	6784 円	679 円	7759 円	776 円		
4 時間以上 8 時間未満				8 時間以上 12 時間未満			
利用料		利用者負担額		利用料		利用者負担額	
8660 円（4 時間まで）に 30 分増すごとに +901 円		866 円に 30 分増すごとに +91 円		15868 円（8 時間まで）に 30 分増すごとに +901 円		1587 円に 30 分増すごとに +91 円	
12 時間以上 16 時間未満				16 時間以上 20 時間未満			
利用料		利用者負担額		利用料		利用者負担額	
23023 円（12 時間まで） に 30 分増すごとに +848 円		2303 円に 30 分増すごとに +85 円		29870 円（16 時間まで） に 30 分増すごとに +911 円		2987 円に 30 分増すごとに +92 円	
20 時間以上 24 時間未満							
利用料		利用者負担額					
37100 円（20 時間まで） に 30 分増すごとに +848 円		3710 円に 30 分増すごとに +85 円					

移動支援（身体介護を伴う）

	30 分	1 時間	1.5 時間	それ以降 30 分毎
利用料	2,554 円	4,451 円	6,454 円	別紙参照
利用者負担分	255 円	445 円	645 円	

移動支援（身体介護を伴わない）

	30 分	1 時間	1.5 時間	それ以降 30 分毎
利用料	1144 円	2151 円	3158 円	別紙参照
利用者負担分	115 円	215 円	315 円	

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護等計画に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護等計画の見直しを行いません。
- ※ サービス提供を行う手順書等により、市町村が 2 人派遣を認めた場合は、利用者の同意のもとヘルパー 2 人を同時派遣しますが、その場合の費用は 2 人分となり、利用者負担額も 2 倍になります。
- ※ 利用者の体調等の理由で居宅介護等計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。

- ※ 通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間（20～30分程度以上）を要しかつ食事や着替えの介助、排泄介助など外出に際しての身体介護を行う場合には、「通院等介助（身体介護を伴う場合）」を算定します。
- ※ 「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護（例：入浴介助、食事介助など）に30分～1時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。
- ※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない（利用者が償還払いを希望する）場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。

【加算項目】

- ① サービス提供の時間帯により下表のとおり料金が加算されます。（円未満の端数は四捨五入）

提供時間帯名	早 朝	昼 間	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで
加算割合	100 分の 25	/	100 分の 25	100 分の 50

- ② 事業所のとっている体制又は、対応の内容等により、下表のとおり料金が加算されます。（円未満の端数は四捨五入）

加算項目	利用料	利用者負担額	算定回数等
特定事業所加算（Ⅰ）	所定単位数の 20/100	左記の 1 割	
特定事業所加算（Ⅱ）	所定単位数の 10/100	左記の 1 割	
特定事業所加算（Ⅲ）	所定単位数の 10/100	左記の 1 割	

加算項目	利用料	利用者負担額	算定回数等
緊急時対応加算	1,060 円	106 円	身体介護又は通院等介助（身体介護を伴う場合）に限る。 1 回の要請につき 1 回、利用者 1 人に対し、1 月に 2 回を限度とする
初 回 加 算	2,120 円	212 円	初回月、1 回のみ

特別地域加算	所定単位数の 15/100	左記の1割	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対しサービス提供を行った場合
移動介護加算	円		外出時間が1時間未満の場合
	円		外出時間が1時間以上 1時間30分未満の場合
	円		外出時間が1時間30分以上 2時間未満の場合
	円		外出時間が2時間以上 2時間30分未満の場合
	円		外出時間が2時間30分以上 3時間未満の場合
	円		外出時間が3時間以上の場合

福祉・介護職員等処遇 改善加算(II)	所定単位×40.2% (居宅介護)	所定単位×32.8% (重度訪問介護)
------------------------	----------------------	------------------------

※ 緊急時対応加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が居宅介護等計画の変更を行い、ヘルパーが居宅介護等計画において計画的に訪問することとなっていないサービスを緊急に行った場合に加算します(対象となるサービスは、身体介護及び通院等介助(身体介護を伴う場合)に限ります)。

※ 初回加算は、新規に居宅介護等計画を作成した利用者に対して、初回のサービス提供と同月内に、サービス提供責任者が、自らサービス提供を行う場合又は他のヘルパーがサービス提供を行う際に同行した場合に加算します。

※ 特別地域加算は、厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、サービス提供を行った場合に加算します。

なお、本加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供を行った際にいただくことになっている交通費は徴収しません。

お住まいの場所が、対象地域に当たるかどうかは、受給者証に記載されています。

③ 利用者の依頼により、利用者の負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
利用者負担上限額管理加算	1590 円	150 円	1 月あたり

4 その他の費用について

① 交通費	<p>茨木市・高槻市・摂津市以外の地域でサービスを提供する場合、次の通りの交通費を利用者及び障害児の保護者から徴収する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公共交通機関等を利用した場合 実費 ●事業者の自動車を使用した場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業所から片道10キロメートル未満 500円 (2) 事業所から片道10キロメートル以上 1000円 	
②キャンセル料	<p>サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。</p>	
	利用予定日の前日までにご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	利用予定日の当日にご連絡の場合	1提供あたりの利用料の20%を請求いたします。
利用予定日の当日までにご連絡のない場合	1提供あたりの利用料の50%を請求いたします。	
<p>※ただし、利用者の病変、急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。</p>		
③サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者の別途負担となります。	
④通院等介助等におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費	実費相当を請求いたします。	

5 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額その他の費用の支払い方法について	<p>利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月20日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の28日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア)利用者様のゆうちょ銀行口座(本人名義でなくても可)からの引落とし (イ)下記事業者指定口座への振り込み ゆうちょ銀行 記号 14170 番号 52731961 ユ)スマイル (ウ)現金支払い</p> <p>お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。</p> <p>また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>
------------------------	--

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当ヘルパーの変更を希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当ヘルパーの変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア	相談担当者氏名	藤田 喜代美
	イ	連絡先電話番号	072-657-1006
		同 ファックス番号	072-657-1007
	ウ	受付日および受付時間	月～金曜日（土日を除く） 午前9時～午後6時

※ 担当ヘルパーの変更に関しては、利用者等の希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 居宅介護等計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「居宅介護等計画」を作成します。作成した「居宅介護等計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いいたします。

サービスの提供は「居宅介護等計画」にもとづいて行ないます。実施に関する指示や命令はすべて事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者等の訪問時の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

(3) 居宅介護等計画の変更等

「居宅介護等計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、ヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(4) 担当ヘルパーの決定等

サービス提供時に、担当のヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のヘルパーや訪問するヘルパーが交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定のヘルパーを指名することはできませんが、ヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(5) サービス実施のために必要な備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等(水道、ガス、電気を含む)は無償で使用させていただきます。また、ヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただく場合があります。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者兼サービス提供責任者 藤田 喜代美
-------------	----------------------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
 ③ 苦情解決体制を整備しています。
 ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
 ⑤ 介護相談員を受入れます。
 ⑥ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
②個人情報の保護について	<p>○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

10 緊急時の対応方法について

- ① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

- ② 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

連絡先：電話番号 072-657-1006（対応可能時間 9：00～18:00）

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

茨木市 障害福祉課	072-620-1636
高槻市 障害福祉課	072-674-7164
摂津市 障がい者くらし支援室	06-6383-1111

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社
 保険名 福祉事業者総合賠償責任保険
 保障の概要 障害福祉：居宅介護、重度訪問介護、移動支援
 介護保険：通所介護、居宅介護支援、訪問介護
 自主事業：一時預り

12 身分証携行義務

居宅介護等従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定居宅介護等の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 連絡調整に対する協力

居宅介護等事業者は、指定居宅介護等の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

15 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

指定居宅介護等の提供に当り、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

16 サービス提供の記録

- ① 指定居宅介護等の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定居宅介護等の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。（複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。）

17 苦情解決の体制及び手順

(ア) 提供した指定居宅介護等に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

(イ) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ① 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- ② 相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する。
- ③ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する。)

<p>【事業者の窓口】 地域共生すまいる訪問介護サービス</p>	<p>所在地 大阪府茨木市真砂二丁目9番21号 TEL 072-657-1006 FAX 072-657-1007 受付時間 月～金曜日(土日を除く) 午前9時～午後6時</p>
<p>【市町村の窓口】 茨木市 障害福祉課</p>	<p>所在地 茨木市駅前四丁目2-28 電話番号 072-620-1636 受付時間 月～金 8:45～17:15</p>
<p>【市町村の窓口】 高槻市 障害福祉課</p>	<p>所在地 高槻市桃園町2-1 電話番号 072-674-7164 受付時間 月～金 8:45～17:15</p>
<p>【市町村の窓口】 摂津市 障がい者くらし支援室</p>	<p>所在地 摂津市三島一丁目1-1 電話番号 06-6383-1111 受付時間 月～金 9:00～17:15</p>
<p>【公的団体の窓口】 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス苦情解決委員会」</p>	<p>所在地 大阪府中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2階 電話番号 06-6191-3130 ファックス番号 06-6191-5660 受付時間 月～金曜日(祝日を除く) 午前10時～午後4時</p>

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 24 年大阪府条例第 107 号）第 10 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府茨木市真砂二丁目 9 番 2 1 号	
	法人名	有限会社すまいる	
	代表者名	取締役 米田 早苗	印
	事業所名	地域共生すまいる訪問介護サービス	
	説明者氏名	管理者 藤田 喜代美	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所		
	氏名		印

代理人	住所		
	氏名		印

※利用者様が児童の場合は支給決定保護者